

工賃支払要綱

文書番号	要綱 302
改訂版数	第 5 版

第1版制定日	2020年11月 1日
第5版改訂日	2026年 3月 19日

就労継続支援B型事業所キャロットハウス

〒267-0054 千葉県緑区大高町43番42 ☎043(488)5140

特定非営利活動法人 農福共生研究会

工賃支払要綱

制定・改訂履歴

項目	年/月/日	記 事	承認	作成
第1版 制定	2020/11/01	・新規作成・制定	有村	秋葉
第2版	2020/12/28	・「付帯条項」を追加	有村	秋葉
第3版	2025/ 4/15	・工賃支払基準を見直したため、第6条工賃の内訳以下をすべて改定した ・「付帯条項」を削除	有村	秋葉
第4版	2025/ 9/29	・第5条「工賃体系の基本的」な考え方を追加 ・第7条(1)基本単位の改定時期を明記	有村	秋葉
第5版	2026/ 3/19	・第7条 基本給の単位を半日給から時給へと変更した ・上記に伴い作業評価及び作業スキル評価の金額を見直した ・第7条 技能手当に作業調整の項を追加した	有村	秋葉

工賃支払要綱

目 次

制定・改訂履歴	1
目 次	2
第1条 目 的	3
第2条 適用範囲	3
第3条 運 用	3
第4条 工賃の意義	4
第5条 工賃体系の基本的な考え方	4
第6条 工賃の原資	4
第7条 工賃の内訳	5
第8条 評価の観点	6
第9条 期末支給額	6
第10条 工賃計算の単位	6
第11条 工賃の支払方法	6
第12条 工賃の計算期間及び支払期日工賃	7
第13条 日工賃支払い実績の記録	7
(様式302-1)資格認定証	8
(様式302-1)支払工賃一覧表	9

工賃支払要綱

(目的)

第1条 この工賃支払要綱(以下「本要綱」といいます。)は、特定非営利活動法人農福共生研究会(以下「本法人」といいます。)が運営する就労継続支援B型事業所キャロットハウス(以下「本事業所」といいます。)での障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき指定就労継続支援B型事業の利用者に対し支給する工賃について、必要な事項を定めるものとします。

(適用範囲)

第2条 本事業所が提供する障害福祉サービスの一環としての就労支援事業で得た収益を利用者に適正に分配するための支払基準及び算定方法をその適用範囲とします。

(運用)

第3条 本要綱は、適用範囲に示された利用者への工賃支払いの手順を示し、事業目的の的確な達成を図ります。

2 本要綱は、本事業所での利用者工賃の支払いに関わる協議に基づき所長が作成したものを、理事長が承認することにより発効します。制定・改訂の履歴は記録します。

3 用語の定義:本要綱で用いる用語の意味を次に示します。

用語	意味
工賃向上計画シート	・当該年度の工賃目標とそれを達成するための具体策を策定します。事業所の支払い工賃の指針となるものです。本シートの様式は、行政により指定され、作成後行政への提出が求められます。
作業評価	・アセスメントの一部。工程分解した作業毎に、一人ひとりの利用者が何がどこまでできて、どこに課題があるかを計量的に把握します。これをもとに、次に何をどこまでできるようにするのかという支援目標を、個別支援計画で明らかにします。
就労スキル評価	・職業技能を身に付けていくための基本的な態度やスキル。利用者の就労技能の可能性に対する期待値の顕在度を評価し、それを引き出し育成することが支援の大きな目標のひとつとなります。本事業所においては、意欲、協調性、正確性、自発性、指導力の5項目をその対象とします。

4 配布・回収

(1) 本要綱の最新版は、本事業所本部に常備し、本事業所関係者が常時閲覧可能な状態にしておくこととします。

(2) 本要綱を改定した場合、必要に応じ本事業所関係者に配布します。その際、旧版の回収は配布を受けた関係者の廃棄により代えることができます。

工賃支払要綱

(工賃の意義)

第4条 利用者が本事業において就業することにより、生産活動及び販売活動に関わる事業の収入から必要な経費を控除した額が工賃として支給されます。それは利用者の労働意欲を高め、生活に潤いを与え、豊かな地域生活を送るための支援となります。

また、工賃を獲得する過程とは、利用者の持てる力や可能性を最大限発揮させ、自分の人生を自らの手で手元に引き寄せるといった自己実現を図るための支援であり、自立と社会参加をもたらすことに繋がります。

(工賃体系の基本的な考え方)

第5条 前条の「工賃の意義」を実体化するための体系は、次の4項の基本的な考え方に則り一般的な「能力給」とは一線を画するものとします。

- (1) 明確な規定:工賃の計算方法や評価方法を本要綱に明確に定め維持します。
- (2) 客観的な評価:作業評価は作業意欲、作業内容、持続力、集中力など、できるだけ客観的な観点から、相対評価ではなく個々の利用者の時間軸での成長度を見るようにします。
また、就労スキルの評価は自発性、協調性、責任感、規律性など、就労における社会人基礎力の涵養につなげることを目的とします。
- (3) 個別支援計画との連動:利用者一人ひとりの個別支援計画に基づき、就労に必要な知識、技能の向上に向けた支援を行うことが前提であり、利用者が自分の「強み」「弱み」の自己理解をすすめる、支援目標との整合性を取ることにします。
- (4) 客観性の確保:利用者やその家族に対して、工賃の決め方や計算方法、評価基準について丁寧に説明し、透明性を確保することとします。

(工賃の原資)

第6条 本事業所が就労支援事業としての生産活動及び販売活動を通じて得た事業収入から、生産活動に関わる必要な経費(原材料費等の原価)及び販売活動に関わる必要な経費(販売管理費)を控除した額に相当する金額がその原資となります。

(工賃の内訳)

第7条 工賃は、基本給(基本単位+評価加算)、技能手当により構成され、その総額が年度初めに作成した「工賃向上計画シート」に定めた目標額と整合することを図ります。

基本給		③技能手当
①基本単位(時給)	②評価加算	

(1) 基本単位は、時給で一律定額とします。金額は、次年度の売上見込に基づき、原則として年度末に見直し、4月に改定します。また売上見込みと実績との差異が大きい場合、10月に改定することもあります。

(2) 評価加算は、日々の「作業評価」と「就労スキル評価」に分かれ、それぞれの評価点が、基本

工賃支払要綱

単位に加算されます。
評価加算の点数が多いほど、時給が高くなります。

① 作業評価

点	評価基準	円
5	ひとりでできて教えることもできる	50
4	ひとりでできる	20
3	一部ひとりでできる	16
2	指導を受けながらできる	10
1	今はむずかしい	3

② 就労スキル評価

点	評価基準	円
3	すぐれている	10
2	おおむね満たしている	6
1	努力がいる	3

自発性:	自分から進んで意欲的に作業に取り組んでいる
協調性:	まわりの人の意見や感情を理解して力を合わせて 作業に取り組んでいる
責任感:	自分の果たすべき役割を理解して最後までやり遂げることができている
正確性:	作業の内容をよく理解して、正しくもれなく進めることができている
規律性:	身だしなみやあと片付け、時間などルールや約束を守ることができる

(3) 技能手当は、すぐれた技能(巧みに力を発揮して、自分の責任でやり遂げることができる力)に対して資格認定証(様式 302-1)の付与により資格認定し、基本給に加えて次の額を支給します。

分野	技能手当	内 容	円
機械操作	管理機操作	管理機を安全で正確な操作ができる	1,000
	トラクター操作	トラクターを安全で正確な操作ができる	1,000
	刈払い機操作	刈払い機を安全で正確な操作ができる	1,000
食品加工	食品加工調整	作業全体を調整し、他の利用者の指導を補佐できる	5,000
	食品加工Ⅰ	食品加工の各工程の技術がすぐれている	1,000
	食品加工Ⅱ	衛生管理を理解し、食品加工に主体的に参加している	500
農 作 業	農作業調整	作業全体を調整し、他の利用者の指導を補佐できる	1,000
	作物管理Ⅰ	農業の正しい知識を持ち、適確な管理作業ができる	5,000
	作物管理Ⅱ	作業内容を理解して正しい管理作業ができる	500
	設備管理	施設・機材をきれいに維持管理できる	1,000
出荷管理	出荷管理調整	作業全体を調整し、他の利用者の指導を補佐できる	5,000
	選別作業	正確で迅速な作物の選別ができる	1,000
	出荷準備Ⅰ	表示、計量、封入の一連の作業が適確にできる	1,000
	出荷準備Ⅱ	丁寧な作物洗浄で出荷品質の維持ができる	500
販売活動	販売活動調整	作業全体を調整し、他の利用者の指導を補佐できる	5,000
	販売接遇Ⅰ	売上増を意識し、代金やお釣りの受け渡しができる	1,000
	販売接遇Ⅱ	対面販売におもてなしの心で対応できる	500
	販促活動	広報・掲示物の企画制作ができる	1,000

(評価の観点)

第8条 評価の観点

(1) 作業評価

- ① 個別支援計画の作成時に実施するアセスメントで作業評価を行います。利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行います。
- ② 作業評価の観点;アセスメントの一環として、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で適切な支援内容を検討するという観点で作業評価を実施します。
- ③ 作業評価の目的;利用者の就労支援事業における課題の計量的把握が目的であり、それにより利用者毎の支援目標を明らかにします。
- ④ 作業評価点;作業評価により得られた作業評価点は、利用者の目標達成に向けた動機付けのため評価額の要素として取扱います。目標達成の動機として機能するために、作業評価と支援目標の利用者による合意を条件とし、かつ相対評価(他の利用者との比較)を意図することはありません。

(2) 就労スキル評価

- ① 次の就労スキル項目毎に3点を限度として評価します。
自発性、協調性、責任感、正確性、規律性
- ② 就労スキル評価は各職員の評価をサービス管理責任者が取り纏め所長が決定します。
- ③ 就労スキル評価の目的;個別利用者の就労技能の可能性に対する期待値の顕在度の評価であり、可能性を引き出すための課題を計量的に把握することを目的とします。これにより利用者毎の支援目標を明らかにします。
- ④ 就労スキル評価点;個々の利用者の習熟度や障害特性が前提となります。そのために、相対評価(他の利用者との比較)となるものではありません。

(期末支給額)

第9条 事業収入に基づく収益は、全て利用者に還元することが求められるため、年度末に事業収入の繰越が見込まれる場合には、これを一時金として利用者に支給します。

2 将来に向けて安定した工賃支給を維持するために、工賃の年間総額の過去3年間の平均値の10%以内を限度として工賃変動積立金を積み立てる場合もあります。

(工賃計算の単位)

第10条 工賃の計算単位は、円とし、500円単位で切り上げます。

(工賃の支払方法)

第11条 工賃は、直接利用者本人に対し、通貨でその全額を支払います。工賃明細票の事業所控に本人が捺印後、事業所に保管するものとします。ただし、本人が捺印することが困難である場合には、代理者が捺印することができます。

工賃支払要綱

(工賃の計算期間及び支払期日)

第12条 工賃は、毎月1回、1日から末日までの分を翌月25日に支払います。

2 ただし、支給日がサービス提供日以外の日に当たる場合は、その前日のサービス提供日に支払います。また、サービス提供日の都合でやむを得ない場合は、支払日を他のサービス提供日に繰り延べる場合があります。

(工賃支払い実績の記録)

第13条 工賃の支給状況を常に明確にするために「支払工賃一覧表」(様式 302-2)に支払い実績を記録します。

資格認定証

技能項目

氏 名 様

あなたは標記の技能において他の
利用者の模範となるすぐれた力を
発揮しています

よってその技能の資格をここに
認定します

〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日

特定非営利活動法人農福共生研究会
理事長 有村 妙子

(様式302-2) 支払工賃一覧表

		2019年度 支払工賃一覧表																		(様式01-3)								
氏名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計			
	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃	利用 実績	支払工賃
1																										0	0	
2																											0	0
3																											0	0
4																											0	0
5																											0	0
6																											0	0
7																											0	0
8																											0	0
9																											0	0
10																											0	0
11																											0	0
12																											0	0
13																											0	0
14																											0	0
15																											0	0
16																											0	0
17																											0	0
18																											0	0
19																											0	0
20																											0	0
21																											0	0
22																											0	0
23																											0	0
24																											0	0
25																											0	0
26																											0	0
27																											0	0
28																											0	0
29																											0	0
30																											0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平均																												
累計	0	0																										